

大阪キリスト教短期大学 研究推進委員会規程

（目的）

第1条 この規程は大阪キリスト教短期大学（以下「短期大学」という。）における公的研究費による研究の推進と研究費の適正な使用による研究の推進に必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 研究推進委員会（以下「委員会」という。）は、学長、学科長、図書館長、教務担当責任者、学長の指名する教授2名及び事務局長、経理担当者で組織する。

2. 委員会の委員長は学長が当たるものとする。

3. 委員会の事務局を「大学改革・IR室」に置き、事務処理のため事務局職員も委員会に参加するものとする。

（活動）

第3条 委員会は、公的資金及び外部資金による研究活動が公正に推進されるため、以下の活動を行う。

- ① 公的研究費の使用に関わる申請及び報告の事務の統括に関する事
- ② 公的研究費の規程及び事務処理手続き等に関する相談窓口に関する事
- ③ 研究費の使用に関する行動規範の遵守に関する事
- ④ 科学研究費その他公的資金・外部資金による研究費に関する学内審査に関する事
- ⑤ 学内研究費・奨励資金の審査に関する事
- ⑥ その他、研究活動の公正さの確保のための活動に関する事

（規程の改廃）

第4条 本規程の改廃は常務理事会において行う。

附 則

この規程は2015年6月25日から施行する。